

「国産航空機の運航・整備要件に関する評価要領」等の一部改正（案）  
について

令和 6 年 9 月  
航空局安全部安全政策課

1. 背景

航空機の設計に係る安全性基準及び環境適合性基準への適合は、航空法（昭和 27 年法律第 231 号）第 12 条の規定に基づく型式証明により実施されるが、新たに設計・製造された航空機が実際の運航を行うに当たっては、運航者は、航空法等に基づき、操縦士・整備士等に対する訓練を適切に実施し、運航に必要とされる装備品等を備え、また、航空機の整備等を適切に行うことが必要である。特に、当該航空機を航空運送事業の用に供する場合には、航空運送事業者は、これらの要件について、運航・整備規程に定めることが航空法で求められている。

これらの要件のうち、航空機のシステムや仕様に対応した操縦士・整備士等の訓練項目、安全運航に必要とされる装備品等の不具合に対応した運航許容条件、航空機の定時整備の項目・間隔等の基本的な要件は航空機の設計に左右されるものであるため、当該航空機の設計段階において策定されることが一般的である。

我が国においては、これまで最大離陸重量が 5,700kg 以上の国産飛行機を対象として、航空機設計・製造者が策定する運航・整備に係る要件について、設計・製造国政府として評価（以下「AEG 活動」という。）を実施してきたところ、最大離陸重量が 5,700kg 未満である国産のいわゆる“空飛ぶクルマ”開発や、海外製航空機を対象とした運航国政府としての AEG 活動の必要性の高まり等を受け、AEG 活動の対象範囲を「我が国に型式証明を申請した全ての航空機」へと拡大することを目的として、以下のとおり必要な通達の改正を行う。

2. 改正概要

- ①国産航空機の運航・整備要件に関する評価要領（平成 23 年 9 月 13 日国空航第 103 号・国空機第 111 号）
  - ・外国製航空機についても対象とすることとし、国産航空機についても最大離陸重量による制限等を廃止することとする。
  - ・その他、所要の改正を行う。
  
- ②飛行基準評価審査会の一般方針について（平成 23 年 11 月 8 日国空航第 325 号）
  - ・外国製航空機についても対象とすることとし、国産航空機についても最大離陸重量による制限等を廃止することとする。
  - ・航空機乗組員、運航管理者、航空整備士及び客室乗務員の別に、飛行基準評価審査会実施対象となる航空機の要件を規定する。
  - ・その他、所要の改正を行う。

- ③飛行基準評価審査会による航空機乗組員の訓練等の要件に係る評価について（平成 28 年 3 月 17 日国空航第 2388 号）
- ・外国製航空機についても対象とすることとし、国産航空機についても最大離陸重量による制限等を廃止することとする。
  - ・その他、所要の改正を行う。
- ④操縦士及び整備士の資格に係る航空機の型式限定について（平成 15 年 9 月 9 日国空乗第 147 号）
- ・諸外国における操縦士に係る型式限定の規定状況を踏まえ、航空法施行規則第 54 条第 1 号の規定に基づく国土交通大臣が指定する型式の航空機に係る要件の改正を行う。
  - ・既に型式限定が設定された航空機との類似性を有する場合の評価方法として、「飛行基準評価審査会の一般方針について」の規定によることとする。
  - ・その他、所要の改正を行う。
- ⑤原運用許容基準の審査及び承認手続について（平成 12 年 10 月 3 日空機第 1193 号）
- ・外国製航空機についても対象とすることとし、国産航空機についても最大離陸重量による制限等を廃止することとする。
  - ・その他、所要の改正を行う。
- ⑥整備方式審査会の一般方針について（平成 23 年 1 月 6 日国空機第 932 号）
- ・外国製航空機についても対象とすることとし、国産航空機についても最大離陸重量による制限等を廃止することとする。
  - ・整備方式審査会について、従来のもとは別に、設計及び整備上の課題が限定的な航空機を対象としたものを新たに規定する。
  - ・その他、所要の改正を行う。

### 3. 基準案

別添のとおり。

### 4. スケジュール（予定）

公布及び施行 令和 6 年 10 月